① 事前アンケートの結果について

② 参加者の問題意識共有

③ **最近のトピック**（各省報道発表資料等）

④ 物流改正法ご質問への回答

⑤ 物流関係者からの事例紹介
デジタルサイネージとカメラを活用したトラック入出場管理
「成田国際空港株式会社」様「株式会社シーイーシー」様

⑥ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年8月21日～9月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元バーコード
(令和7年9月19日)「令和8年1月施行！下請法は取適法へ」～下請法・下請振興法改正ポイント説明会の実施について～ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250919_kyusyu_toriteki.html	R7.9.19	公正取引委員会	
中小企業省力化投資補助事業（一般型）の第4回公募要領を公開しました https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2025/250919001.html	R7.9.19	中小企業庁	
最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策を公表します https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250909001/20250909001.html	R7.9.9	経済産業省 中小企業庁	
持続可能な物流体系の構築にむけて ～「多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業」の三次公募開始～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000942.html	R7.9.8	国土交通省	
９月５日から、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を 支援する「業務改善助成金」を拡充します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html	R7.9.5	厚生労働省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年8月21日～9月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元バーコード
全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html	R7.9.5	厚生労働省	
毎年9月は「価格交渉促進月間」です https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html	R7.9.1	中小企業庁	
令和8年1月1日より「下請Gメン」及び「下請かけこみ寺」の名称を「取引Gメン」及び「取引かけこみ寺」に変更します https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250901.html	R7.9.1	中小企業庁	
共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業費補助金の4次公募について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000937.html	R7.8.29	国土交通省	
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令が公布されました https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000936.html	R7.8.29	国土交通省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年8月21日～9月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元バーコード
忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検　点検整備やらないと ～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000343.html	R7.8.29	国土交通省	
2024年の国内港湾のコンテナ取扱貨物量(速報値) https://www.mlit.go.jp/report/press/port03_hh_000124.html	R7.8.29	国土交通省	
船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！ ～中・長距離フェリー、RORO 船及び内航コンテナ船に係る積載率動向について～ https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji10_hh_000161.html	R7.8.27	国土交通省	
海上輸送の安全に関わる情報（令和6年度）を公表します ～旅客船及び貨物船に対する運航管理監査の結果を公表～ https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji06_hh_000368.html	R7.8.26	国土交通省	
(令和7年8月25日)～令和8年1月施行！下請法は取適法へ～下請法・下請振興法改正ポイント説明会の実施について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250825_chubutoriteki.html	R7.8.25	公正取引委員会	
「荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業費補助金」の4次公募について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000934.html	R7.8.21	国土交通省	

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2．振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3．「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日　令和８年１月１日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について

2025年8月19日

改正下請法(取適法)・振興法の改正内容を解説する「改正ポイント説明会」を開催します！

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正法は令和8年1月1日から施行され、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)となります。
施行までに広く十分な周知を行うため、適用対象となる事業者等を対象に、改正下請法(取適法)・振興法についての説明会を開催します。

開催概要

改正下請法(取適法)の概要及び改正内容等について説明を行います。

お申込みはこちら(公正取引委員会ウェブサイト)

※最新の申込状況は上記リンクより御確認いただけます。

開催スケジュール(中国:ご参考)

和歌山県	令和7年10月10日(金) 13:00～17:00	30名	和歌山地方合同庁舎　共用会議室2
兵庫県	令和7年9月25日(木) 13:00～17:00	60名	兵庫県中央労働センター小ホール
岡山県	令和7年10月15日(水) 13:30～16:30	80名	岡山国際交流センター 8階イベントホール
広島県	令和7年8月28日(木) 13:30～16:30	90名	広島合同庁舎　1号館付属棟2階大会議室
鳥取県	令和7年10月8日(水) 13:30～16:30	70名	とりぎん文化会館　第2会議室
島根県	令和7年10月22日(水) 13:30～16:30	60名	松江テルサ 4階中会議室
山口県	令和7年10月2日(木) 13:30～16:30	70名	海峡メッセ下関　8階801大会議室
香川県	令和7年9月19日(金)	100名	高松サンポート合同庁舎

開催スケジュール（中部：ご参考）

開催日程	開催地	定員	会場	参加可能人数	申込先	申込締切日
令和7年9月24日(水) 14:30～16:00	愛知	160名	ウインクあいち　大会議室 (愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4−38)	1事業者当たり 2名以内	定員に達したため、申込みを締め切りました。	定員に達したため、申込みを締め切りました。
令和7年10月3日(金) 15:00～16:30	岐阜	120名	岐阜商工会議所　大ホール (岐阜県岐阜市神田町2丁目2)	1事業者当たり 2名以内	申込みは こちら(※)	令和7年9月26日(金)
令和7年10月21日(火) 14:30～16:00	三重	150名	三重県総合文化センター 大研修室 (三重県津市一身田上津部田1234)	1事業者当たり 2名以内	申込みは こちら(※)	令和7年10月14日(火)
令和7年11月19日(水) 14:00～15:30	愛知	150名	名古屋合同庁舎第2号館　大会議室 (愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5−1)	1事業者当たり 2名以内	052-961-9424にお電話ください。	令和7年11月12日(水)
令和7年12月3日(水) 14:00～15:30	富山	150名	富山県中小企業研修センター　大ホール (富山県富山市赤江町1番7号)	1事業者当たり 2名以内	後日募集を再開します。	後日募集を再開します。
令和7年12月4日(木) 13:30～15:00	石川	150名	金沢勤労者プラザ　多目的室 (石川県金沢市北安江3-2-20)	1事業者当たり 2名以内	後日募集を再開します。	後日募集を再開します。

(※)中部経済産業局の申込ページへ飛びます。
・各回ともに説明会開始時間の30分前から受付を開始します。
・1事業者とは、事業所単位や営業所単位ではなく、1法人単位です。

＜オンライン開催＞

開催日・開催時間	定員	開催方式	申込締切日	申込方法
令和７年 10 月 31 日(金) 14:00～15:30	500 名	Teams	令和７年 10 月 24 日(金)	下記①

＜申込方法＞

①	中部経済産業局の HP からお申込みください https://www.chubu.meti.go.jp/c74shitauke/index.html
②	公正取引委員会中部事務所の HP からお申込みください。 https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

①中部経済産業局ＨＰ

②公取委中部事務所ＨＰ

開催スケジュール（九州：ご参考）

開催地	開催日時	開催会場	募集定員
福岡市	令和７年１０月２日（木） １４時００分～１６時００分	福岡市博多区博多駅東２丁目１１－１ 福岡合同庁舎新館３階会議室	１５０名
佐賀市	令和７年１１月５日（水） （時間は調整中）	佐賀市城内１丁目１－５９ 佐賀県庁舎大会議室	１００名
長崎市	令和７年１１月１３日（木） （時間は調整中）	長崎市尾上町３－１ 長崎県庁舎（会場は調整中）	１００名
熊本市	令和７年１０月２１日（火） １３時００分～１５時００分	熊本市中央区桜町１-３ 市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）大会議室	１００名
大分市	令和７年１０月３０日（木） （時間は調整中）	大分市大手町３丁目１-１ 大分県庁舎新館大会議室	１００名
宮崎市	令和７年１２月１０日（水） （時間は調整中）	宮崎市橘通東１丁目９ 宮崎県庁舎防災庁舎防５１号室	９０名
鹿児島市	令和７年１０月７日（火） １４時００分～１６時００分	鹿児島市山下町１４-５０ カクイックス交流センター(かごしま県民交流センター)大研修室	１００名

※　調整中の時間や会場は、決定次第、公正取引委員会のホームページで情報を更新していますので、御確認ください。

4　申込方法

申込先	URL 等
公正取引委員会事務総局 （2026 年 1 月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の実施について）	https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html
経済産業省九州経済産業局 （イベント情報）	https://www.kyushu.meti.go.jp/event/index.html

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資 補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率※ 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額 最大1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

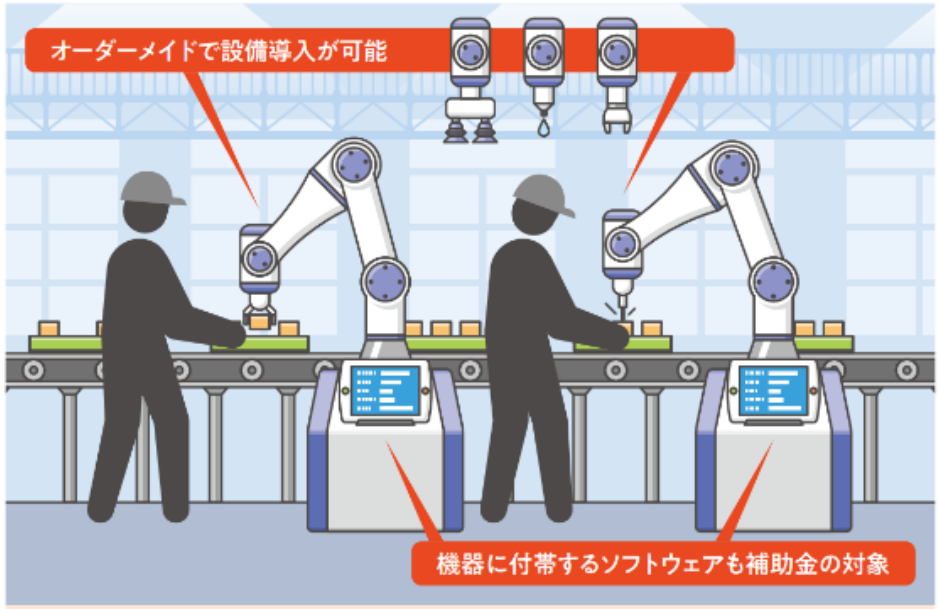

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW!

補助率※ 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額 最大1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件

1. 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
2. 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
3. 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

1. 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
2. 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
3. 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
4. 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名	中小企業 1/2	1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上	小規模・再生 2/3	8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ

公募（公募回制）			交付手続き		補助事業実施期間			終了後
事前準備	公募開始	申請受付開始 ▶ 審査	補助金交付候補者決定	交付申請 ▶ 交付決定	補助事業開始	確定検査	補助金請求 ▶ 補助金支払い	効果報告（5年間）

本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ https://shoryokuka.smrj.go.jp/

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く） ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください！
カタログから選んだ汎用製品を導入

中小企業省力化投資補助金（一般型）応募申請スケジュール

国土交通省

応募申請

公募回	公募開始日	申請受付開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月19日（月）	2025年3月31日（月）17:00	2025年6月16日（月）
第2回	2025年4月15日（火）	2025年4月25日（金）	2025年5月30日（金）17:00	2025年8月8日（金）
第3回	2025年6月27日（金）	2025年8月4日（月）	2025年8月29日（金）17:00	2025年11月下旬（予定）
第4回	2025年9月19日（金）	2025年 11月上旬（予定）	2025年 11月下旬（予定）	後日お知らせします

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第5回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。

重要なお知らせ

中小企業省力化投資補助事業（一般型）第4回公募の情報を掲載しました －

中小企業省力化投資補助事業（一般型）第4回公募に関連する情報を掲載しました。
詳しくはスケジュール、資料ダウンロードを参照ください。

また、申請ポータルでの受付開始は11月上旬を予定しております。
公開されている資料を参照し、事業計画書等の提出書類をご準備の上、受付開始をお待ちください。
尚、第1回・第2回公募採択者及び第3回公募申請中の事業者は第4回公募へ申請できませんのでご注意ください。

尚、本事業の申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。
ID取得には一定の期間を要しますので、取得未了の方は、早めにGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

経済産業省の中小・小規模企業への支援策

- 過去最大の引上げ額（全国加重平均66円）である最低賃金の引上げに際し、(1)賃上げ原資確保に向けた**価格転嫁対策の強化**、(2)賃上げ原資確保に向けた**補助金等による支援**、(3)**中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化**など、賃金引上げに向けた環境の整備に係る支援を包括的に行う。

（1）賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
② 発注側企業等における取引慣行の改善
③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

支援策チラシ一覧（中小企業庁）

（2）賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
③ 100億企業等に対する成長加速化支援
④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

（3）中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化

① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

地域連携モーダルシフト等促進事業

国土交通省

事　業　目　的

○ **陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）**やそれに向けた**地域の物流ネットワークの再構築**に向けて、**地域の産業振興等と連携した取組の検討経費**や**物流拠点の整備費用**等を支援。

事　業　概　要

○ 地域の産業振興等を担う**地方自治体や産業団体・経済団体等が協働**しながら、**地域の物流リソースを可視化**し、**輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチング**を行うとともに、**地域物流の核となる拠点を整備**することで、**新モーダルシフト**やそれに向けた**地域の物流ネットワークの再構築**の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための**検討経費**を支援

<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、**地方自治体や産業団体・経済団体等が協働**し、
①**新モーダルシフト**（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
②**地域の物流ネットワークの再構築**（共同輸配送、中継輸送など）
の実現を目指す際の**物流拠点の整備費用**や**資機材の導入経費**などを支援。

鉄道・内航海運へのモーダルシフトの強化

新幹線等の貨客混載

航空機の空きスペース等の有効活用

ダブル連結トラックを活用した共同輸配送や中継輸送

補　助　対　象

地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

公募期間（三次公募）：令和7年9月8日（月）～10月8日（水）17時まで（必着）
問合せ先：地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（modalshift_logisticsnetwork@tohmatsu.co.jp）

事業概要

国土交通省

首都圏への物流の安定ルートの確立

協議会構成員
鳥取県、地域物流会社A社、地域物流会社B社、物流会社C社、物流団体A、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

協議会名：鳥取県地域連携モーダルシフト等促進検討協議会

【事業実施背景】
鳥取県～首都圏への物流は、物流の2024年問題で影響が出る長距離運行の目安500㎞を超えるため、首都圏への物流を見直す事業者が増えている課題があった。
そこで、小ロット貨物の輸送や様々なコンテナを利用した輸送、新たな海上輸送ルートの確立、リーファコンテナ活用による鉄道貨物の利用促進などを検討することにより、県内物流事業者の課題解決を図っていく。

事業内容

Point 鳥取県～首都圏への物流について、従来のトラック輸送から海上・鉄道・トラック共同輸送へシフトするため、輸送サービスの再構築及び物流ルートの安定化を促進。

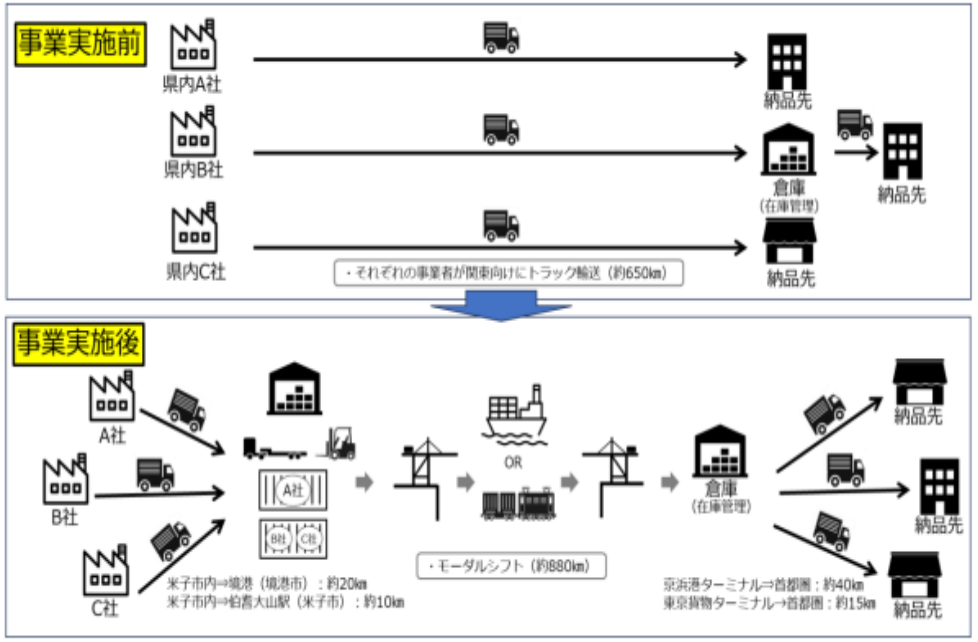

想定事業実施効果

【ドライバーの運転時間省力化】
＜海上輸送＞87.7%削減
195時間／月 → 24時間／月
(650km/(80km/h)×往復×12日) ((20km+40km)/(60km/h)×往復×12日)

＜鉄道輸送＞94.9%削減
195時間／月 → 10時間／月
(650km/(80km/h)×往復×12日) ((10km+15km)/(60km/h)×往復×12日)

【環境負荷低減】
トラック輸送と比べ、CO2の排出量減少を見込む
○トラック輸送：123t／年
○海上輸送：81t／年（対トラック比：△34.1%）
○鉄道輸送：28t／年（対トラック比：△77.2%）

【物流選択肢の多様化による産業基盤の強化（地方創生へ）】
○首都圏へのルートの複線化（小口貨物も首都圏へ輸送可能）
○倉庫需要・拠点の活性化（倉庫集積による企業の誘致・利便性向上）

事業概要

自動車調達物流における地域物流改善プロジェクト

協議会名：北九州市地域物流MaaS協議会

協議会構成員
北九州市、北九州産業学術推進機構、 パーツネット北九州、株式会社ロジコム、株式会社NX総合研究所
【オブザーバー】
トヨタ自動車九州株式会社、 日産自動車九州株式会社、福岡県

【事業実施背景】
・北部九州は、国内有数の自動車産業集積地である。自動車産業は、完成車OEM(※1)から部品製造等を行う関連企業まで裾野が広いことが特徴であり、「2024年問題」をはじめとする物流の諸問題についても大きな影響を受けると考えられる。
・物流二法の改正により、荷主(発/着)・物流事業者に対し、規制的措置が厳格化されるなど、輸送の効率化に向けた改善は待ったなしの状況である。改善にあたっては、物流事業者と荷主(発/着)が一体となり、サプライチェーン全体で取り組む必要があるため、まずは地域における調達物流の実態調査を行う。

事業内容

Point 北部九州における自動車物流のサプライチェーンの効率的な輸配送スキームを検討するため、Tier1企業以下(※2)の地域物流実態調査を行い、モノ(生産部品等)の流れを把握する。 今回の調査範囲

仕入先(Tier1~3)間
サプライチェーンの
課題抽出【実証の検討】

【目指す姿】
北九州市版
地域物流MaaS

想定事業実施効果

【地域物流の見える化】
地域物流の改善につなげるため、地域内における輸送データを収集し、課題(非効率要素)抽出を行う。また、調査を通じて、荷主(着/発)や物流事業者の意識改革を図る。

▼ 輸送の効率化に向けた実証事業の検討

将来像

【地域物流改善によって得られる効果】
・共同輸配送による積載率の向上
→トラックドライバー不足への対応
→CO2削減(カーボンニュートラルの実現)

※1 完成車メーカー
※2 サプライチェーンにおける階層を示す。Tier1はOEMに、Tier2以降は直近上位のサプライヤーに対し、直接部品等を供給するサプライヤー。
※3 各工場を巡回し、原材料や部品等を集荷する方法
※4 3rd Party Logisticsの略。荷主等から委託され、物流の企画・設計・運営を行い、在庫管理や輸送等、包括的な物流業務を行う。本取組み(目指す姿)では、共同輸配送の集約施設機能を想定。

報道関係者　各位

全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

～答申での全国加重平均額は昨年度から66円引上げの1,121円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和７年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和７年８月４日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和７年10月１日から令和８年３月31日までの間に順次発効される予定です。

令和７年度　地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 47都道府県で、63円～82円の引上げ（引上げ額が82円は１県、81円は１県、80円は１県、79円は１県、78円は３県、77円は２県、76円は１県、74円は１県、73円は２県、71円は４県、70円は１県、69円は２県、66円は２県、65円は８道県、64円は９府県、63円は８都府県）
- 改定額の全国加重平均額は1,121円（昨年度1,055円）
- 全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- 最高額（1,226円）に対する最低額（1,023円）の比率は83.4%（昨年度は81.8%。なお、この比率は11年連続の改善）

令和７年度　地域別最低賃金　答申状況　　（別紙）

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）		引上げ額【円】	目安差額	発効日（予定）（※2）
北海道	B	63	**1,075**	（1,010）	65	+2	2025年 10月4日
青　森	C	64	**1,029**	（953）	76	+12	2025年 11月21日
岩　手	C	64	**1,031**	（952）	79	+15	2025年 12月1日
宮　城	B	63	**1,038**	（973）	65	+2	2025年 10月4日
秋　田	C	64	**1,031**	（951）	80	+16	2026年 3月31日
山　形	C	64	**1,032**	（955）	77	+13	2025年 12月23日
福　島	B	63	**1,033**	（955）	78	+15	2026年 1月1日
茨　城	B	63	**1,074**	（1,005）	69	+6	2025年 10月12日
栃　木	B	63	**1,068**	（1,004）	64	+1	2025年 10月1日
群　馬	B	63	**1,063**	（985）	78	+15	2026年 3月1日
埼　玉	A	63	**1,141**	（1,078）	63	±0	2025年 11月1日
千　葉	A	63	**1,140**	（1,076）	64	+1	2025年 10月3日
東　京	A	63	**1,226**	（1,163）	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	**1,225**	（1,162）	63	±0	2025年 10月4日
新　潟	B	63	**1,050**	（985）	65	+2	2025年 10月2日
富　山	B	63	**1,062**	（998）	64	+1	2025年 10月12日
石　川	B	63	**1,054**	（984）	70	+7	2025年 10月8日
福　井	B	63	**1,053**	（984）	69	+6	2025年 10月8日
山　梨	B	63	**1,052**	（988）	64	+1	2025年 12月1日
長　野	B	63	**1,061**	（998）	63	±0	2025年 10月3日
岐　阜	B	63	**1,065**	（1,001）	64	+1	2025年 10月18日
静　岡	B	63	**1,097**	（1,034）	63	±0	2025年 11月1日
愛　知	A	63	**1,140**	（1,077）	63	±0	2025年 10月18日
三　重	B	63	**1,087**	（1,023）	64	+1	2025年 11月21日
滋　賀	B	63	**1,080**	（1,017）	63	±0	2025年 10月5日
京　都	B	63	**1,122**	（1,058）	64	+1	2025年 11月21日
大　阪	A	63	**1,177**	（1,114）	63	±0	2025年 10月16日
兵　庫	B	63	**1,116**	（1,052）	64	+1	2025年 10月4日
奈　良	B	63	**1,051**	（986）	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	**1,045**	（980）	65	+2	2025年 11月1日
鳥　取	C	64	**1,030**	（957）	73	+9	2025年 10月4日
島　根	B	63	**1,033**	（962）	71	+8	2025年 11月17日
岡　山	B	63	**1,047**	（982）	65	+2	2025年 12月1日
広　島	B	63	**1,085**	（1,020）	65	+2	2025年 11月1日
山　口	B	63	**1,043**	（979）	64	+1	2025年 10月16日
徳　島	B	63	**1,046**	（980）	66	+3	2026年 1月1日
香　川	B	63	**1,036**	（970）	66	+3	2025年 10月18日
愛　媛	B	63	**1,033**	（956）	77	+14	2025年 12月1日
高　知	C	64	**1,023**	（952）	71	+7	2025年 12月1日
福　岡	B	63	**1,057**	（992）	65	+2	2025年 11月16日
佐　賀	C	64	**1,030**	（956）	74	+10	2025年 11月21日
長　崎	C	64	**1,031**	（953）	78	+14	2025年 12月1日
熊　本	C	64	**1,034**	（952）	82	+18	2026年 1月1日
大　分	C	64	**1,035**	（954）	81	+17	2026年 1月1日
宮　崎	C	64	**1,023**	（952）	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	**1,026**	（953）	73	+9	2025年 11月1日
沖　縄	C	64	**1,023**	（952）	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			**1,121**	（1,055）	66	+3	－

※1　括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額
※2　発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

共同輸配送や帰り荷確保等のための
データ連携促進支援事業

国土交通省　JMAC

物流データ標準化 による効率化を検討されている
荷主企業・物流事業者等
から成る協議会の方々へ

申請受付期間

令和7年8月29日(金)14時～
同年9月30日(火) 17時
必着

事業実施期間

交付決定日から
令和8年2月20日(金)まで

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

＜協議会の構成＞
・荷主企業2社以上(必須)
・物流事業者(貨物運送事業者、倉庫事業者等)
・その他物流に係る関係者(物流システム事業者等)

補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」 を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送、帰り荷の確保、配車・運行管理の高度化等の物流効率化に取り組む実証事業

※補助対象経費については、2ページ目に記載のとおり

事業の要件　物流情報標準ガイドラインへの準拠

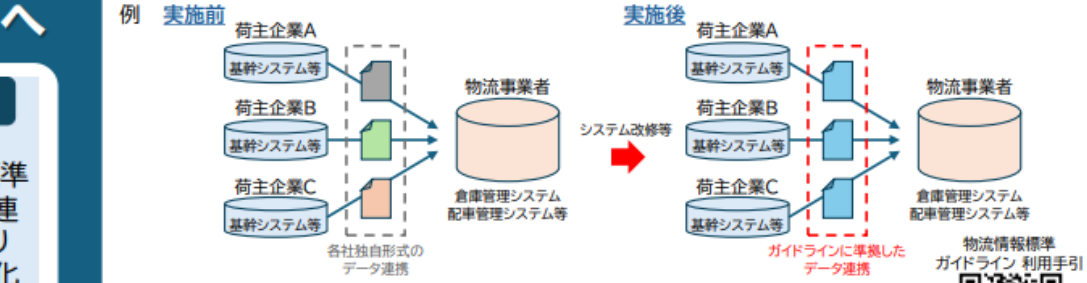

「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的内容については公募要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。

物流情報標準ガイドライン 利用手引

補助対象経費

- 物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの利用等にかかる費用
- その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用(例:共同物流運賃、共同倉庫利用料 等)

※上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

取組イメージ例

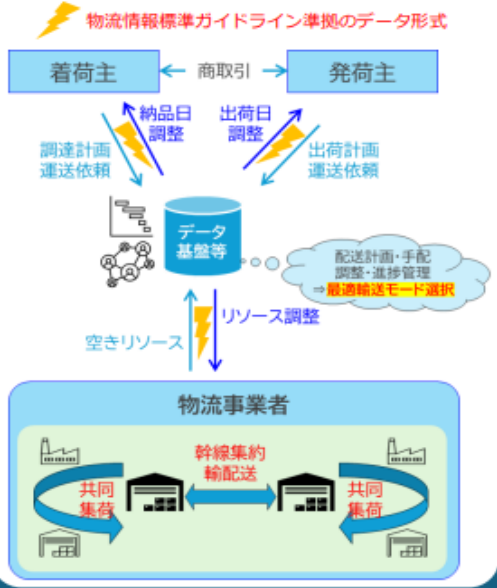

補助率

補助対象経費の

1/2

以内で交付
(上限あり)

1協議会あたりの補助金上限額は
4千万円となります。
※予算規模2億円

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL：https://dlabo.jmac.co.jp/datarenkei_r7

専用ホームページ
QRコード

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。

お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
物流データ連携促進支援事務局
✉ datarenkei-jigyo@jmac.co.jp

物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

追加公募

標準仕様パレットを導入・活用する 物流事業者・倉庫事業者・荷主の方へ

補助金 補助率 1/2

上限あり
事業A:荷役作業効率化の取組500万
事業B:物流効率化の取組1000万
までの交付となります。
※詳しくは公募要領をご確認ください。

補助対象機器・設備例

補助対象要件パレット
（T11型：レンタル）
を活用

事業A：【荷役作業効率化の取組】

搬送機器・設備等

現有パレットの処分費用

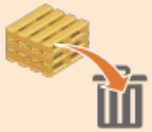

等

事業B：【物流効率化の取組】

機器・設備等

等

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

パレット標準化促進事業事務局

HP：https://pacific-hojo.com/pallet/

TEL：050-5482-3523 【受付時間】平日10:00～16:00（土日祝日を除く）

国土交通省　執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットを導入、及び管理にあたり必要な設備・機器の導入費用、既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。

事業A：【荷役作業効率化の取組】

	設備	要件
①	標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備 ※1 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機 輸送・保管ボックス 等 ※パレットのレンタル費用は補助対象外
②	現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

事業B：【物流効率化の取組】

設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備 ※2 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入出庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

※1 【搬送設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。
※2 【機器・設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。

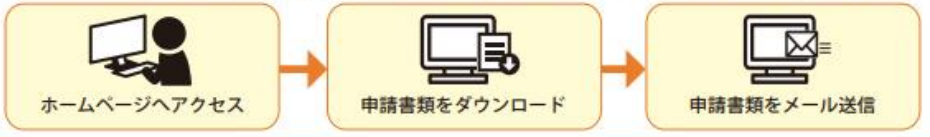

申請受付期間

申請受付開始	申請受付終了
令和7年8月21日（木）14:00～	令和7年10月17日（金）16:00

特定事業者の指定基準等のポイント　※来年（2026年）４月施行予定

※合同会議取りまとめから抜粋

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者**（**特定事業者**）について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者	特定倉庫業者	特定貨物自動車運送事業者等
取扱貨物の重量　９万トン以上 （上位3,200社程度）	貨物の保管量　70万トン以上 （上位70社程度）	保有車両台数　150台以上 （上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

○作成期間
- **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは５年に１度提出

○記載内容
（１）**実施する措置**
（２）実施する措置の**具体的な内容・目標**等
（３）実施**時期**　等

定期報告

○記載内容
（１）事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
（２）判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
（３）**荷待ち時間等**の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法
- 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
- 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能　等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞　※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- 中長期計画、定期報告等の作成
- **トラックドライバーの負荷軽減**と**トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施**　等

特定事業者指定にあたり必要な、第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法

国土交通省

特定事業者指定にあたり必要な、第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法については、**「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令(届出省令)」**第１条及び第５条において、以下①～⑧の内容が規定されています。

○第一種荷主（届出省令第１条）

① 実測
② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
⑥ 第二種荷主としての重量≒第一種荷主としての重量（たとえば卸が出荷量を入荷量と同量として推計する方法）
⑦ 運送契約又は物品の売買等の契約において定められている重量
⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

○第二種荷主（届出省令第５条）

① 実測
② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
⑥ 第一種荷主としての重量≒第二種荷主としての重量

⑦ 物品の売買等の契約において定められている重量
⑧ ①～⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法